

第6章 具体的な施策展開

本章では、第4章の4で示した「施策体系」のより詳しい説明として、施策体系ごとに各事業・取組の内容及び担当課について記載しており、本計画では、再掲を含め、計146の自殺(自死)対策に資する事業・取組を実施します。

なお、施策体系は大分類で10項目に分かれており、これは平成29年(2017年)に改定された国の自殺総合対策大綱における当面の重点施策を基に、本市の自殺(自死)対策に係る事業・取組の実情に合わせて分類したものです。

施策体系	関連事業・取組(計146)
1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	「自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発」、 「心の不調を抱える人を支援する人材の育成」など (事業・取組数10)
2 自殺(自死)対策の推進に資する調査研究を推進する	「広島市自殺(自死)対策推進センターの運営(情報分析・基本計画策定員による自殺(自死)の実態把握・分析等)」 (事業・取組数1)
3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	「広島ひきこもり相談支援センターの運営」、 「企業と連携した健康教室の開催」など (事業・取組数23)
4 自殺(自死)対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	「医療機関スタッフへのゲートキーパー研修」、 「相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)」など (事業・取組数11)
5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	「精神科医療機関と相談機関の連携強化のための体制整備等」、 「かかりつけの医師と精神科医との連携強化」など (事業・取組数13)
6 社会全体の自殺(自死)リスクを低下させる	「一時生活支援事業の実施」、 「高齢者地域支え合い事業の実施」など (事業・取組数57)
7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	「相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付」、 「自殺未遂者支援コーディネーター事業の実施」など (事業・取組数7)
8 民間団体等との連携を強化する	「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり」、 「社会福祉法人広島いのちの電話相談事業補助(24H電話相談)」など (事業・取組数10)
9 子ども・若者の自殺(自死)対策を更に推進する	「インターネットを活用した相談支援事業の実施」、 「SOSの出し方に関する教育の充実」など (事業・取組数5)
10 遺された人の苦痛を和らげる	「自死遺族等グループの運営支援」など (事業・取組数9)

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す			
① 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進			
1	ア 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発	自殺(自死)やうつ病等の精神疾患についてシンポジウムや心の健康よろず相談、依存症等の講演会などにより啓発を行い、自殺(自死)やうつ病などの精神疾患に対する正しい知識を習得する取組を進めます。	精神保健福祉課、精神保健福祉センター
2	イ 自殺予防週間(9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(3月)の推進	心といのちを守るシンポジウムの開催、広報紙、ポスター掲示等による広報活動を行います。	精神保健福祉課、精神保健福祉センター
3	ウ 自殺(自死)予防に関するホームページの充実	自殺(自死)予防に関するホームページを充実し、命の大切さと自殺(自死)予防の啓発を行います。	精神保健福祉課
4	エ 産後の心身の変化や産後うつ病に関する啓発	産後の心身の変化や産後うつ病について、産前から妊婦本人やその家族が正しく理解し、症状に早期に気づき、対応することができるよう、母子健康手帳別冊(産婦健康診査補助券冊子)に、産後の心身の変化や産後うつ病及び産前産後の支援事業について掲載の上、母子健康手帳交付時に配布することにより啓発を行います。	こども・家庭支援課
5	オ 心の不調を抱える人を支援する人材の育成	地域福祉関係団体などの地域福祉の中心的な担い手を始め、広く市民を対象に心の不調を抱える人への初期対応(精神疾患等への正しい知識と理解を持ち、傾聴を中心とした対応)ができるよう、国が実施を検討している「心のサポーター養成事業」等を活用した人材育成研修を新たに実施します。	精神保健福祉課、精神保健福祉センター
6	カ 市職員に対するゲートキーパー研修の実施	市職員を対象に、本市の自殺(自死)の現状及びうつ病・自殺(自死)対策に関する基礎知識の習得を目的とした研修会を実施します。	精神保健福祉課、精神保健福祉センター
② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施			
7	ア 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施	全児童生徒を対象に「グループアプローチ(※1)」、「ピア・サポート的交流活動(※2)」等を実施し、児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情の育成を図ります。	教育委員会 生徒指導課
8	イ いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施	不登校や問題行動等の予兆を示す児童生徒に対して、スクールカウンセラー等を活用したアセスメントや指導援助方針の検討を行い、組織的な早期状況把握と早期対応を実施します。	教育委員会 生徒指導課
9	ウ SOSの出し方に関する教育の充実	小・中学校では、道徳科を中心に、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などとの連携を図り、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)等を進めます。 また、高等学校では、生きることのすばらしさの自覚を深めることができるよう、各教科や特別活動、総合的な探究の時間など、教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方を探究する学習を進めます。	教育委員会 健康教育課、 生徒指導課、 指導第一課、 指導第二課
10	エ 人権教育の推進	教職員の人権感覚を高めるとともに、児童会・生徒会活動やボランティア活動、人間関係づくり等を通じて児童生徒に自尊感情を培うなど、一人一人を大切に教育を進めます。 また、校内研修会や日々の教職員間での情報交換を通じて、児童生徒が発する危険信号を察知できるよう努めます。	教育委員会 指導第一課、 指導第二課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
2 自殺(自死)対策の推進に資する調査研究を推進する			
① 自殺(自死)の実態把握			
11	ア 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営 (情報分析・基本計画策定員による自殺(自死)の実態把握・分析等)	本市の自殺(自死)対策に特化した次のような取組を専門的に行う体制により、自殺(自死)対策を効果的に推進します。 ①広島市における個々の自殺(自死)の原因分析に必要な統計データ等の収集・分析・整理及び計画に基づく施策の進行管理・効果測定を行い、より効果的な自殺(自死)対策立案等を検討する。(情報分析・基本計画策定員) ②日頃から、自殺(自死)対策に関連するあらゆる社会資源の情報を収集・整理し、地域の自殺(自死)対策ネットワークの強化に努め、それらを活用した関係機関等との連携による支援実施の調整を行う。(自殺(自死)対策連携推進員) ③電話等で自殺(自死)を考えている人やその家族からの相談に応じ、必要があれば各種支援機関への情報提供を行う。(自殺(自死)対策専門相談員)	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する			
① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進			
12	ア 企業と連携した健康教室の開催	従業員やその家族等のメンタルヘルスへの理解を深めるため、直接、企業に出向いて健康教室を行います。	健康推進課
13	イ 「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」における職場のメンタルヘルス対策の実施	地域保健と職域保健の関係団体・機関等で構成する「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」において、職場のメンタルヘルス対策のための取組を行います。	健康推進課
② 地域における心の健康づくりの推進			
14	ア 元気じゃけんひろしま 21 (第2次)の推進	「元気じゃけんひろしま 21 (第2次) (※3)」に基づき、睡眠やストレス解消に関する正しい知識の普及啓発やストレス解消を実践するための情報提供に取り組むとともに、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発を図り、休養・メンタルヘルス対策を推進します。	健康推進課
15	イ 心の健康づくりの推進	保健センターにおいて、心の悩み相談、心の健康づくり教室、地域住民への講演会などを開催するほか、本市の広報紙、ホームページ等により、心の健康に関する情報提供等を充実します。 精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みについて相談支援を行います。また、心の健康に関する講演会の開催や、パンフレットの作成など、心の健康づくりについての普及啓発を行います。	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター
16	ウ 保健師による訪問型支援の実施	保健師が積極的に地域に出向き、複合的な課題を抱える子どもから高齢者を含む世帯等に対して、家庭訪問等の保健活動を行い、必要な支援のコーディネート等を行うとともに、地域の健康課題を把握し、住民や関係機関等と連携しながら、課題解決に向けて取り組みます。	精神保健福祉課、 健康推進課
17	⊕ 依存症相談拠点の運営	依存症者及び家族を支援するために、精神保健福祉センターの依存症相談拠点において、医師等による専門相談や回復プログラムを実施するとともに、関係機関とのより効果的な支援体制を整備します。	精神保健福祉センター
18	オ 広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり本人や家族等へ電話、来所、訪問等による相談を行うとともに、居場所の提供及び対象者が適切な相談機関や就労支援を行う関係機関とつながるよう支援する広島ひきこもり相談支援センターを運営します。	精神保健福祉課
19	カ 高齢者の多様な活動の支援	広く市民を対象とした生涯学習の推進、文化・スポーツの振興、ボランティア・市民活動の支援、就業の促進などの各種施策の中で、高齢者の自主性・自発性に基づいた活動が一層進むよう支援します。	生涯学習課、 スポーツ振興課
20	キ 高齢者の外出・交流機会の提供	家にとじこもりがちの高齢者に対しては、地区社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」や老人クラブの「友愛訪問」、「ひとり暮らし老人等健康交流事業」などの活動支援により、外出する機会や気軽に地域の人々と交流する機会の促進に努めます。	地域共生社会推進課、 高齢福祉課
21	ク 高齢者いきいき活動ポイント事業の実施	広島市内在住の高齢者が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動(いきいき活動)を奨励するため、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じ、奨励金を支給します。	高齢福祉課
22	ケ 被爆者の健康づくりの推進	単身世帯の被爆者に対して、交流会や市内の公衆浴場で無料入浴できる「交流の日」を実施します。また、全ての被爆者を対象に健康づくりや生きがいについて専門家による講演会を開催します。	原爆被害対策部援護課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組		内容	関係課
23	コ	青少年支援メンター制度の推進	子どもの自尊感情の高揚や対人関係能力の向上を図ることで、非行や不登校をはじめ、子どもにとって望ましくない状況の防止となるよう、人生経験の豊富な大人(メンター)が子どもに無条件に肯定的な関心を持っていることを伝え、一緒に近所の公園で遊ぶ、宿題や料理やスポーツ観戦をするなどの継続的・定期的な交流によって、信頼関係を築きながら、1対1の関係で子どもを支援します。	こども・家庭支援課
24	サ	区役所こども家庭相談コーナーの運営	子どもの問題で困ったり、悩んだりしている保護者に対し、社会福祉主事及び家庭相談員が、相談に応じて必要な助言指導を行います。	こども・家庭支援課
25	シ	健康の保持・回復のための運動施設の設置(公園緑地の活用)	市内の公園緑地を、市民にとってそれぞれの生活様式や生き方に応じた健康づくりを気軽に行うことができる場とするため、健康の維持・回復のための運動施設の設置を進めます。	公園整備課
③ 学校における心の健康づくりの推進				
26	ア	スクールカウンセラーによる相談活動 (スクールカウンセラー活用事業)	スクールカウンセラーが、児童生徒と保護者の相談活動や教職員への助言を行います。また、これらを通して、不登校、問題行動等の未然防止や状況の改善を図ります。同時に、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。	教育委員会 生徒指導課
27	イ	教職員による心の健康づくり	日々の学校生活において、教職員が児童生徒の状況の変化にいち早く気づき、組織的に適切な対応を行うことで、早期に状況の改善を図り、状況の悪化を防ぐよう、個々の児童生徒の状況に応じた相談を行います。 また、児童生徒のストレスに対処する力や、SOSを出す力などを育成するため、スクールカウンセラーと連携した授業を実施します。	教育委員会 生徒指導課
28	ウ	思春期の心の成長を促す指導	体育科・保健体育科の保健領域の授業において、身近な生活や個人生活における健康・安全に関する知識の理解や活動を通じて、生涯にわたり明るく豊かな生活を営むことができるよう、自主的に健康を適切に管理し改善していく資質・能力の育成を目指し、思春期の心の成長についての学習を進めます。	教育委員会 指導第一課、 指導第二課
29	エ	心の健康相談事業の実施	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。	教育委員会 健康教育課
30	オ	市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言	高等学校における精神保健に関する連絡会を開催し、各高等学校から出された事例に対して精神科医からの指導助言等を受け、また、精神科医が必要に応じて各高等学校あたり年1回程度の学校訪問による臨時相談を行うことにより、精神疾患の予防と初期対策や精神保健の充実を図ります。	教育委員会 健康教育課
31	カ	広島市立大学カウンセリングサービスの実施	カウンセラーが学生の心身両面の健康上の悩みや相談に応じてカウンセリングサービスや心理療法を行い、健康の保持増進を図ります。精神科医による面接を受けることもできます。	行政経営課 (広島市立大学事務局学生支援室)
32	キ	市立看護専門学校スクールカウンセリングの実施	カウンセラーが学生の心身両面の健康上の悩みや相談に応じてカウンセリングを行い、健康の保持増進のための支援体制の充実を図ります。	看護専門学校総務課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
④ 大規模災害等における被災者等の心のケア			
33	㊦ 災害時の心のケア	被災者に対する個別相談、被災者の心のケアに従事する関係機関職員に対する助言・指導及び研修会の開催、市民に対する心のケアに関するパンフレットの配布等、被災者や支援者を対象に専門的な心のケアを実施します。	精神保健福祉センター
34	㊧ 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア	新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口の設置等による市民への心のケア、支援者への技術的援助や助言、クラスター発生施設職員やホテル宿泊療養者への心のケアを実施します。	精神保健福祉センター

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) 太字:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
4 自殺(自死)対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る			
① 医療関係者の資質向上			
35	ア かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上	うつ病は、身体症状に現れることも多く、かかりつけの医療機関を受診することも多いことから、メンタルヘルスと自殺(自死)予防の知識の普及を促進し、かかりつけの医師や看護師等の医療従事者などがうつ病等の精神疾患について正しく理解し、適切な対応ができるよう働きかけます。	精神保健福祉課
36	イ 医療機関スタッフへのゲートキーパー研修	医療機関スタッフに対して、早期対応の中心的役割を果たせるよう、自殺(自死)予防に関する知識の普及と対応力向上を図ります。	精神保健福祉センター
② 相談支援関係者等の資質向上			
37	ア 相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)	保健センターの保健師、福祉事務所のケースワーカー、地域包括支援センター職員、医療従事者、介護支援専門員等の相談機関職員に、早期対応の中心的役割を果たせるようメンタルヘルスと自殺(自死)予防の知識の普及を図ります。 高齢者支援を行う介護支援専門員の勉強会においてゲートキーパー研修を実施するとともに、生活困窮者や女性等への支援を行っている相談機関に対しても、引き続きゲートキーパー研修への受講を働きかけます。また、受講済みの専門職に対しては困難事例への対応方法を研修で教授するなどして、対応力の向上を図ります。	精神保健福祉センター
38	イ <u>市職員に対するゲートキーパー研修の実施(再掲)</u>	市職員を対象に、本市の自殺(自死)の現状及びうつ病・自殺(自死)対策に関する基礎知識の習得を目的とした研修会を実施します。	精神保健福祉課、精神保健福祉センター
39	ウ 心の不調を抱える人を支援する人材の育成(再掲)	地域福祉関係団体などの地域福祉の中心的な担い手を始め、広く市民を対象に心の不調を抱える人への初期対応(精神疾患等への正しい知識と理解を持ち、傾聴を中心とした対応)ができるよう、国が実施を検討している「心のサポーター養成事業」等を活用した人材育成研修を新たに実施します。	精神保健福祉課、精神保健福祉センター
40	エ 民生委員・児童委員等への研修	住民主体の活動を展開するため、民生委員・児童委員や地域団体で活動している人、市民と触れ合う機会の多い職業に従事している者や企業等を対象に、心の健康づくりや自殺(自死)予防に関する施策についての研修を行います。	精神保健福祉課
③ 教職員等の資質向上			
41	ア 精神保健福祉センター教育研修事業の実施	教諭及び養護教諭に対し、思春期の心の健康に関する研修を行います。	精神保健福祉センター
42	イ 教職員の啓発	自殺(自死)予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺(自死)の危険要因や自殺(自死)のサイン、自殺(自死)発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にしている教育活動の取組事例などを紹介した文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月)」等を活用し、教職員の啓発を行います。	教育委員会 生徒指導課
43	ウ 教職員への研修(子どもの自殺(自死)予防)	教職員が児童生徒の自殺(自死)の未然防止の視点に立って、いじめ・不登校等の現状に対する理解を深め、また、児童生徒間の共感的な人間関係や児童生徒・保護者との信頼関係をつくるための知識や技能の習得を図るための研修を通じて、教職員に対して心の健康づくりや自殺(自死)予防に関する知識の普及を図ります。 また、校内研修、校長会等を通じ、教職員に対し体罰禁止の取組の徹底を図り、体罰を原因とする児童生徒の自殺(自死)の防止に取り組めます。	教育委員会 生徒指導課、 教育センター
44	エ 青少年教育相談員への研修	不登校やいじめ等に関する青少年教育相談員への研修の中で、自殺(自死)予防に関する知識を深めることを通して青少年教育相談員の資質向上を図り、相談者の自信喪失や孤立感を防ぐなどの支援を行います。	教育委員会 育成課
④ 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進			
45	ア 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進	自殺(自死)対策に取り組む民間団体の従事者を含め、自殺(自死)対策従事者自身の心の健康を維持するために必要な対応方法について普及啓発を行います。	精神保健福祉センター

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする			
① 精神科医療等の充実			
46	ア 精神科医療機関や福祉サービス等の紹介	適切な精神保健福祉サービスが受けられるように、医療機関や福祉サービス等を掲載したところのケアガイドブック資料編を作成し、関係機関に配付します。	精神保健福祉センター
47	イ 精神障害者通院医療費補助	精神障害者に対して、自立支援医療費の自己負担相当額を補助します。	精神保健福祉課
48	㊦ 重度精神障害者通院医療費補助	重度精神障害者に対して、地域において自立した生活を継続して営むことができるような環境を整えるため、通院に係る医療費を補助します。	精神保健福祉課
49	エ 精神科救急医療システムの運営（24H精神科救急センター受入、24H電話相談など）	精神疾患のある人や保護者などから、精神疾患に関する医療相談を24時間電話で受け付ける精神科救急情報センターや、精神疾患の急発・急変により緊急な医療を必要とする場合に対応する精神科救急医療センターを運営します。	精神保健福祉課
50	オ かかりつけの医師と精神科医との連携強化	「かかりつけの医師と精神科医の連携の手引き」に基づきうつ病等の精神疾患の患者を適切な精神科医療につなぐなど、広島市連合地区地域保健対策協議会においてのかかりつけの医師と精神科医との連携を促進します。	精神保健福祉課
51	カ かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上（再掲）	うつ病は、身体症状に現れることも多く、かかりつけの医療機関を受診することも多いことから、メンタルヘルスと自殺(自死)予防の知識の普及を促進し、かかりつけの医師や看護師等の医療従事者などがうつ病等の精神疾患について正しく理解し、適切な対応ができるよう働きかけます。	精神保健福祉課
52	㊧ 精神科医療機関と相談機関の連携強化のための体制整備等	特に自殺(自死)のリスクが高く、リスクを高めた背景にある問題を解決するべきと精神科医師が判断した場合、患者の同意に基づき、保健師等がコーディネーター役となり、患者の悩みに応じた適切な相談機関につなぎ、継続した支援を行う体制の整備を新たに図ります。 また、地域の精神科医療機関に対して、本市の自殺(自死)の現状や自殺(自死)対策に係る相談機関を周知し、相談機関へつなぎ意識を醸成することを目的とした研修を新たに実施します。 さらに、精神科医療機関を受診した者に、必要に応じて相談機関の情報を掲載したリーフレット等を配布することで、診療以外の相談支援があることの周知を図ります。	精神保健福祉課
② 子どもの心の診療体制の整備の推進			
53	ア 環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対する入所・通所治療	いじめや不登校をはじめ心に悩みや苦しみを抱える児童に対して、愛育園(児童心理治療施設)への入所や通所により必要な治療や援助を行います。	こども・家庭支援課
54	イ 舟入市民病院小児心療科外来による支援	小学校、中学校の児童生徒を対象として、対人緊張や不登校などでイライラや不安を抱えた子どもに対する外来診療を行います。	医療政策課 (舟入市民病院事務室)
55	ウ 教職員による相談活動	児童生徒の身近な存在として、教職員が個々の児童生徒の状況に応じた相談活動を行い、必要に応じて適切な関係機関へとつなぎます。また、児童生徒の状況の変化にいち早く気づき、スクールカウンセラー等の助言を得ながら、様々な要因や背景に応じた支援の方法を検討し、適切な関係機関へとつなぎます。	教育委員会 生徒指導課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組		内容	関係課
56	エ	青少年総合相談の実施	青少年、保護者等を対象に相談を実施し、関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じた課題解決の方法や支援機関を紹介するなど、適切な対応や支援を行います。	教育委員会 育成課
57	オ	心の健康相談事業の実施（再掲）	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。	教育委員会 健康教育課
③ 依存症対策の推進				
58	㊦	依存症相談拠点の運営（再掲）	依存症者及び家族を支援するために、精神保健福祉センターの依存症相談拠点において、医師等による専門相談や回復プログラムを実施するとともに、関係機関とのより効果的な支援体制を整備します。	精神保健福祉センター

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
6 社会全体の自殺(自死)リスクを低下させる			
① 相談機関ネットワーク体制の整備			
59	ア うつ病・自殺(自死)対策相談 機関実務者連絡会議における ネットワークづくり	うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議において、行政・教育・医療・介護・労働等の様々な分野の相談機関実務者が集い、処遇困難事例の検討及び情報交換情報交換や課題等の共有を行うとともに、相互のネットワークづくりを進めます。	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター
60	イ 相談の手引(相談機関や医療 機関の情報集)等の作成・配 付	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引を作成・配付するとともに、相談機関の情報がより得やすいよう相談機関一覧表を新たに作成・配付し、関係機関の相互の連携を図ります。	精神保健福祉課
61	ウ 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営 (自殺(自死)対策連携推進員 による自殺(自死)対策ネット ワークの強化)	本市の自殺(自死)対策に特化した次のような取組を専門的に行う体制により、自殺(自死)対策を効果的に推進します。 ①広島市における個々の自殺(自死)の原因分析に必要な統計データ等の収集・分析・整理及び計画に基づく施策の進行管理・効果測定を行い、より効果的な自殺(自死)対策立案等を検討する。(情報分析・基本計画策定員) ②日頃から、自殺(自死)対策に関連するあらゆる社会資源の情報を収集・整理し、地域の自殺(自死)対策ネットワークの強化に努め、それらを活用した関係機関等との連携による支援実施の調整を行う。(自殺(自死)対策連携推進員) ③電話等で自殺(自死)を考えている人やその家族からの相談に応じ、必要があれば各種支援機関への情報提供を行う。(自殺(自死)対策専門相談員)	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター
② 精神保健福祉に関する相談			
62	ア 心の健康づくりの推進 (再掲)	保健センターにおいて、心の悩み相談、心の健康づくり教室、地域住民への講演会などを開催するほか、本市の広報紙、ホームページ等により、心の健康に関する情報提供等を充実します。 精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みについて相談支援を行います。また、心の健康に関する講演会の開催や、パンフレットの作成など、心の健康づくりについての普及啓発を行います。	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター
63	① 依存症相談拠点の運営 (再掲)	依存症者及び家族を支援するために、精神保健福祉センターの依存症相談拠点において、医師等による専門相談や回復プログラムを実施するとともに、関係機関とのより効果的な支援体制を整備します。	精神保健福祉センター
64	ウ 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営 (自殺(自死)対策専門相談員 による電話相談対応等)	本市の自殺(自死)対策に特化した次のような取組を専門的に行う体制により、自殺(自死)対策を効果的に推進します。 ①広島市における個々の自殺(自死)の原因分析に必要な統計データ等の収集・分析・整理及び計画に基づく施策の進行管理・効果測定を行い、より効果的な自殺(自死)対策立案等を検討する。(情報分析・基本計画策定員) ②日頃から、自殺(自死)対策に関連するあらゆる社会資源の情報を収集・整理し、地域の自殺(自死)対策ネットワークの強化に努め、それらを活用した関係機関等との連携による支援実施の調整を行う。(自殺(自死)対策連携推進員) ③電話等で自殺(自死)を考えている人やその家族からの相談に応じ、必要があれば各種支援機関への情報提供を行う。(自殺(自死)対策専門相談員)	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター
65	エ 広島ひきこもり相談支援センターの運営 (再掲)	ひきこもり本人や家族等との電話、来所、訪問等による相談等に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者が適切な相談機関や居場所の提供、就労支援を行う関係機関とつながるよう支援する広島ひきこもり相談支援センターを運営します。	精神保健福祉課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
③ 生活支援に関する相談			
66	ア 消費生活センターでの多重債務問題への対応	消費生活センターにおいて、国の「多重債務問題改善プログラム」において定められた役割に基づき、相談窓口の充実、多重債務者の把握、相談窓口への誘導、既存のセーフティネットの活用促進等により、多重債務者対策を推進します。	消費生活センター
67	イ 市民相談センター等での法律相談の実施	市民相談センター等において、日常生活上の法律問題などの困りごとについて、民事相談や弁護士、司法書士による法律相談を行います。	市民相談センター
④ 生活困窮者に対する相談・支援			
68	ア 生活困窮者の自立相談支援事業の実施(くらしサポートセンター)	広島市くらしサポートセンターにおいて、生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援計画を作成するとともに、関係機関等との連携を図りながら、その自立を支援します。	保護自立支援課
69	① 就労支援の実施	就労に課題を抱える生活困窮者に対して、一人ひとりの状況に合わせて、「ハローワークと連携した就労支援」、「就労サポート事業」、「就労訓練事業」及び「就労準備支援事業」により、必要な支援等を行います。	保護自立支援課
70	㊦ 住居確保給付金給付事業の実施	離職・廃業から2年以内又はやむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対し、生活保護の住宅扶助基準額の範囲内で、一定期間、家賃相当の給付金を支給します。	保護自立支援課
71	㊥ 家計改善支援事業の実施	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計管理や債務整理、貸付あっせんなど、家計の視点から専門的な助言等を行います。	保護自立支援課
72	㊧ 一時生活支援事業の実施	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行います。	保護自立支援課
73	㊦ 生活困窮世帯学習支援事業の実施	保護者の養育力不足等から生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を断つため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもの状況に応じ、マンツーマン型と集合型による学習支援を行います。	保護自立支援課
⑤ 中小企業の経営に関する相談			
74	ア 中小企業支援センターでの相談事業の実施	中小企業支援センターにおいて、市内の中小企業が抱える経営上の様々な問題の解決を支援するため、経営の専門家や弁護士など各分野の専門家による相談を行います。	商業振興課
75	イ 中小企業金融対策の実施(広島市中小企業融資制度)	市内の中小企業で、取引先の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により資金繰りに支障が生じている者を対象にした特別融資(セーフティネット資金)を実施します。	産業立地推進課
⑥ 雇用に関する相談・支援			
76	ア 広島市雇用対策協定に基づく就労支援等の取組の推進	広島市長と厚生労働大臣との間で締結した広島市雇用対策協定に基づき、生活面で困難・問題を抱えた住民(生活困窮者、若者、高齢者、子育て中の方、障害者)に対する就労支援等の取組を、広島労働局と連携して推進します。	雇用推進課
77	① 就職氷河期世代等支援事業の実施	就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口を設置し、就職や転職に向けた伴走型支援を行います。	雇用推進課
78	ウ 働く女性・若者のための就労環境整備の推進	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市内の中小企業を対象に、働きやすい職場づくりに関する研修会や無料相談、コンサルティング経費の補助等を行い、良質な職場環境づくりを推進します。	男女共同参画課、雇用推進課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) 太字:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
⑦ 女性及び男性のための相談			
79	ア 妊娠・出産包括支援事業の実施	産前・産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師による継続した訪問支援や産婦人科等での産婦の心身のケアを行うサービス、ヘルパーの派遣による家事育児支援を行うことで、育児不安の軽減等を行い、産後うつ予防につなげます。	こども・家庭支援課
80	イ 母子相談の実施	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦に対して生活一般についての相談指導を行います。	こども・家庭支援課
81	ウ 女性のためのなんでも相談の実施	男女共同参画推進センターにおいて、女性が直面する様々な悩みや不安を安心して話せる場として「女性のためのなんでも相談」を開設し、女性相談員による電話相談のほか、弁護士・キャリアアドバイザー・臨床心理士による面接相談を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介を行います。	男女共同参画課
82	エ 男性のためのなんでも相談の実施	男女共同参画推進センターにおいて、男性が直面する様々な悩みや不安を安心して話せる場として「男性のためのなんでも相談」を開設し、男性相談員による電話相談を行うとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。	男女共同参画課
⑧ 性的マイノリティへの支援			
83	㊦ 人権啓発事業の実施	広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業(人権啓発キャンペーン、スポーツ組織と連携した啓発活動等)を実施します。また、市民や企業等への意識啓発のため、パンフレットやポスターを作成・配布します。	人権啓発課
84	㊧ パートナーシップ宣誓制度の実施	一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係(パートナーシップ)である旨の宣誓書を提出し、本市が受領証及び受領カードを交付します。	人権啓発課
⑨ 暴力に関する相談			
85	ア 暴力被害相談の実施	暴力団等の介入をはじめ、暴力が絡む債権取立て、工事の施工、不動産売買など、民事暴力に関する市民や企業からの相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察等関係機関への連絡、法律相談の紹介等を行います。	市民安全推進課
86	イ 犯罪被害者等総合相談窓口の運営	犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行います。	市民安全推進課
87	ウ 配偶者暴力相談支援センターの運営	女性相談員が、配偶者やパートナーからの暴力(DV)に関する相談や、女性からの様々な問題についての相談に応じます。	男女共同参画課
⑩ ICTを活用した自殺(自死)対策の強化			
88	㊦ インターネットを活用した相談支援事業の実施	ICT技術を活用してインターネット上で自殺(自死)のリスクのある人に対し、オンライン相談の経験豊富な精神保健福祉士や社会福祉士等がメールによる迅速な相談対応や適切な相談支援機関への確実なつなぎなど、相談者に寄り添った継続型の支援事業を新たに実施します。	精神保健福祉課
⑪ インターネット上の有害サイトへの対応			
89	ア 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進	電子メディアと上手につき合い、情報を正しく活用できる子どもを育むため、インターネットに関する講習会やセミナーなどを開催し、インターネットの適正な活用方法を身につけることを通じて、自殺(自死)防止の一助とします。また、児童生徒や保護者を対象にフィルタリングサービス等の普及を図り、インターネットにおける自殺サイト等の有害情報から子どもを守ります。	教育委員会 育成課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号		事業・取組	内容	関係課
⑫ 高齢者とその介護者への支援				
90	ア	地域包括支援センターにおける相談支援	地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を総合的に受け止め、適切なサービスにつなぎ、継続的にフォローしていく地域のワンストップサービスの拠点として、高齢者やその家族等を支援します。	地域包括ケア推進課
91	イ	保健・医療・福祉総合相談窓口の運営	高齢者やその家族等が抱える複雑・多岐にわたる問題や各種サービスの利用などの相談に迅速かつ的確に対応するため、各区に保健・医療・福祉総合相談窓口を設置しており、相談内容に応じた関係機関との連絡調整等を行います。	健康福祉企画課
92	ウ	訪問型生活支援事業の実施	簡易な生活支援があれば、居宅で自立した生活を送ることが可能な要支援者等の高齢者に対し、地域団体等により、家事の援助やこれまで提供していなかった生活援助を提供します。	高齢福祉課
93	エ	家族介護教室の開催	在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減と健康管理を行うため、介護方法や介護者の健康管理に関する教室を開催します。 また、介護による心身の疲れを癒すとともに、介護者同士の交流を促進するために、介護者交流会を行います。	高齢福祉課
94	オ	介護サービス相談員派遣事業の実施	介護サービス相談員を介護保険施設等に派遣し、サービス利用者及びその家族の相談に応じます。	介護保険課
95	カ	高齢者地域支え合い事業の実施	他の年齢層に比べ、「健康問題」を原因・動機とする自殺(自死)が特に多く、日常生活を営む上で様々な困り事を抱えた高齢者を地域全体で支え合うため、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として地域の実情に応じた高齢者の見守りを実施している「高齢者地域支え合い事業」の全市展開に取り組みます。	高齢福祉課
96	キ	認知症カフェ運営事業の実施	認知症の人や家族、地域住民、専門職が集い交流し、相談を受けられる場を作ることで、認知症の人と家族の孤立化を防止します。	地域包括ケア推進課
97	ク	認知症コールセンターの運営	介護経験者が認知症本人や家族等の相談に電話で対応する認知症コールセンターの運営を行います。	地域包括ケア推進課
98	ケ	認知症高齢者等の家族の会に対する支援	各区の認知症高齢者等の家族の会に対し、活動場所の提供や講師派遣、助言等の支援を保健センター等で実施します。	地域包括ケア推進課
99	コ	認知症疾患医療センターの運営	認知症に関する専門医療相談等を実施するとともに、鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療などの専門医療を提供します。	地域包括ケア推進課
100	サ	認知症初期集中支援チームの運営	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。	地域包括ケア推進課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組		内容	関係課
⑬ 子どもの自殺(自死)の防止				
101	ア	いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施	ふれあいひろば推進員（※４）が、不登校状況の改善やいじめの解消を図るため、ひきこもり児童生徒への家庭訪問やいじめの被害を受けている児童生徒の保護活動を行うなど、不登校・不登校傾向の児童生徒への相談活動や様々な支援、いじめへの緊急的な対応を行います。 また、支援の充実を図るため、ふれあいひろば推進員を対象とした研修内容の充実や研修時間の増加について検討します。	教育委員会 生徒指導課
102	イ	学校問題解決支援事業の実施	生徒指導支援員（※５）が学校において、問題行動を起こす児童生徒への指導、声かけや相談活動を行い、さらに、教職員や関係機関と連携することにより、問題行動の改善や再発を防ぎます。	教育委員会 生徒指導課
103	ウ	いじめ１１０番の運営	２４時間体制でいじめやあらゆる子どものＳＯＳに関する相談を実施し、幅広く子どもや保護者等から話を聞き、関係部署と連携する中で子どもへの支援体制を早期に整えるなどの支援を行うことで、いじめ等による自殺(自死)を防ぎます。	教育委員会 育成課
104	エ	「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の運営	広島市ホームページ上に設置している「子どものいじめ」に関する情報提供窓口において、市民から提供されたいじめの情報の事実確認等の調査を行い、関係課・学校等が連携し、いじめ問題の解決に向けて取り組むことで、いじめによる自殺(自死)を防ぎます。	教育委員会 育成課
105	④	ネットパトロールの実施	ネット上でのいじめ等の早期発見・早期対応を図るため、専門業者等によるネットパトロールを行い、学校等へ情報提供を行うとともに、事件性のあるものは警察にも情報提供しています。	教育委員会 育成課
106	カ	心の健康相談事業の実施（再掲）	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。	教育委員会 健康教育課
107	キ	市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言（再掲）	高等学校における精神保健に関する連絡会を開催し、各高等学校から出された事例に対して精神科医からの指導助言等を受け、また、精神科医が必要に応じて各高等学校あたり年１回程度の学校訪問による臨時相談を行うことにより、精神疾患の予防と初期対策や精神保健の充実を図ります。	教育委員会 健康教育課
108	ク	青少年支援メンター制度の推進（再掲）	子どもの自尊感情の高揚や対人関係能力の向上を図ることで、非行や不登校をはじめ、子どもにとって望ましくない状況の防止となるよう、人生経験の豊富な大人（メンター）が子どもに無条件に肯定的な関心を持っていることを伝え、一緒に近所の公園で遊ぶ、宿題や料理やスポーツ観戦をするなどの継続的・定期的な交流によって、信頼関係を築きながら、１対１の関係で子どもを支援します。	こども・家庭支援課
109	⑤	思春期生徒に対する相談先カードの配布	「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」という相談先が記載されたカードを作成し、毎年新年度に広島市内の公立、私立の中学校、高等学校、特別支援学校等の全教育機関の新中学１年生および新高校１年生に配布します。	精神保健福祉センター

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号		事業・取組	内容	関係課
⑭ 慢性疾患患者等に対する支援				
110	ア	小児慢性特定疾病の子どもと保護者のための相談の実施	小児慢性特定疾病等の子どもや保護者に対し、慢性的な病気についての不安や日常生活上の悩みなどの相談に応じるため、自立支援員や保健師による子どもの療養相談や発育に応じた日常の助言等を行います。	こども・家庭支援課
111	イ	難病患者及び家族への相談の実施	在宅の難病患者や家族の精神的負担を軽減するため、保健師等により、日常生活の相談、指導、助言等を行います。	健康推進課
⑮ 虐待の防止				
112	ア	児童相談所等における児童虐待の相談・支援	児童虐待の通告や相談に24時間体制で応じるとともに、広報・普及啓発等児童虐待の予防のための取組、虐待を受けた子ども等への支援などを行います。	児童相談所、こども・家庭支援課
113	イ	区役所こども家庭相談コーナーの運営（再掲）	子どもの問題で困ったり、悩んだりしている保護者に対し、社会福祉主事及び家庭相談員が、相談に応じて必要な助言指導を行います。	こども・家庭支援課
114	ウ	各区の保健・医療・福祉総合相談窓口や地域包括支援センターにおける相談支援	高齢者虐待に関する相談・通報・届出窓口を各区役所と地域包括支援センターに設置し、高齢者虐待に関する通報等を24時間体制で受け付けるとともに、被虐待者の保護と養護者の支援を行います。	地域包括ケア推進課
115	エ	障害者虐待防止センターにおける障害者虐待の相談・支援	広島市障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する通報等を24時間体制で受け付けるとともに、必要に応じて関係機関と協力しながら支援を行います。	障害福祉課

各事業・取組の内容

○: 新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**: 重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ			
① 自殺未遂者や家族に対する支援			
116	ア 自殺未遂者支援コーディネーター事業の実施	広島市民病院や安佐市民病院に搬送された自傷患者のうち、原則、精神科医師が必要と判断した自傷患者に対し、精神科医師及び自殺未遂者支援コーディネーター（精神保健福祉士等）が自殺未遂者と面談し、自殺（自死）の再企図防止に向けた支援について同意の得られた自殺未遂者に対し、継続的に地域生活を支援します。	精神保健福祉課
117	イ 自殺未遂者等への相談機関が掲載されたリーフレットの配布	相談機関を掲載したリーフレットを、様々な悩みの相談を受ける相談機関に配架するとともに、自殺未遂者が入院中又は退院時に医療機関の医師等から、自殺未遂者やその家族に可能な範囲で配布し、相談機関の活用を促します。	精神保健福祉課
118	ウ 教職員による自殺未遂者への支援	自殺未遂をした児童生徒に対して、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、自殺未遂をした児童生徒への声かけや見守りを行うとともに、相談体制を充実し、再度の自殺（自死）行為を防ぐ取組を進めます。	教育委員会 生徒指導課
119	エ スクールカウンセラー活用事業による自殺未遂者への支援（スクールカウンセラー活用事業）	スクールカウンセラーが教職員への助言を行うとともに、教職員との連携を図りながら、自殺未遂をした児童生徒の相談や心のケア、保護者への相談活動を行い、再度の自殺（自死）行為を防ぎます。また、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。	教育委員会 生徒指導課
120	オ 青少年総合相談の実施（再掲）	青少年、保護者等を対象に相談を実施し、関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じた課題解決の方法や支援機関を紹介するなど、適切な対応や支援を行います。	教育委員会 育成課
121	カ 教職員の啓発（再掲）	自殺（自死）予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺（自死）の危険要因や自殺（自死）のサイン、自殺（自死）発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月）」等を活用し、教職員の啓発を行います。	教育委員会 生徒指導課
122	キ 相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）等の作成・配付（再掲）	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引を作成・配付するとともに、相談機関の情報がより得やすいよう相談機関一覧表を新たに作成・配付し、関係機関の相互の連携を図ります。	精神保健福祉課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) 太字:重点事業

通し 番号	事業・取組		内容	関係課
8 民間団体等との連携を強化する				
① 行政と民間団体、民間団体間の連携の強化				
123	ア	うつ病・自殺(自死)対策推進 連絡調整会議におけるネット ワークづくり	うつ病・自殺対策推進連絡調整会議において、各団体等 が行っている自殺(自死)対策に関する取組を紹介するなど により、情報の共有を図るとともに、ネットワークづくり を進めます。	精神保健福祉課
124	イ	うつ病・自殺(自死)対策相談 機関実務者連絡会議における ネットワークづくり (再掲)	うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におい て、保健・医療・福祉・教育・労働等の様々な分野の相談 機関実務者が集い、処遇困難事例の検討及び情報交換等 を行うとともに、相互のネットワークづくりを進めます。	精神保健福祉課、 精神保健福祉セン ター
125	ウ	広島市自殺(自死)対策推進セ ンターの運営 (自殺(自死)対 策連携推進員による自殺(自 死)対策ネットワークの強 化) (再掲)	本市の自殺(自死)対策に特化した次のような取組を専門 的に行う体制により、自殺(自死)対策を効果的に推進しま す。 ①広島市における個々の自殺(自死)の原因分析に必要な統 計データ等の収集・分析・整理及び計画に基づく施策の進 行管理・効果測定を行い、より効果的な自殺(自死)対策立 案等を検討する。(情報分析・基本計画策定員) ②日頃から、自殺(自死)対策に関連するあらゆる社会資源 の情報を収集・整理し、地域の自殺(自死)対策ネットワ ークの強化に努め、それらを活用した関係機関等との連携 による支援実施の調整を行う。(自殺(自死)対策連携推進 員) ③電話等で自殺(自死)を考えている人やその家族からの相 談に応じ、必要があれば各種支援機関への情報提供を行 う。(自殺(自死)対策専門相談員)	精神保健福祉課、 精神保健福祉セン ター
126	エ	相談の手引(相談機関や医療 機関の情報集)等の作成・配 付(再掲)	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相 談内容、連絡先等を示した相談の手引を作成・配付すると ともに、相談機関の情報がより得やすいよう相談機関一覧 表を新たに作成・配付し、関係機関の相互の連携を図りま す。	精神保健福祉課
127	オ	民間相談団体の活動紹介	命の大切さや自殺(自死)予防に関する活動を行っている 民間団体の活動内容を本市のホームページ等で紹介するな ど、民間団体が行う啓発活動を支援します。	精神保健福祉課
128	カ	社会福祉法人広島いのちの電 話相談事業補助 (24H電話相 談)	電話相談を行う相談員の資質の維持・向上を図るため、 広島いのちの電話が行っている電話相談に係る事業に対し て補助を行います。	精神保健福祉課
129	キ	NPO法人ひろしまチャイル ドラインフリーダイヤル「そ の思い、きかせて!」の電話 相談事業に対する補助	NPO法人ひろしまチャイルドライン子どもステーショ ンが、18歳までの子どもを対象に行っている電話相談に ついて、これをフリーダイヤルとする経費に対して補助を 行います。	児童相談所
130	ク	高次脳機能障害者支援事業 (NPO法人高次脳機能障害 サポートネットひろしまへの 相談事業委託)	高次脳機能障害は社会的にあまり認知されていないとと もに、当事者やその家族はもとより医療関係者や福祉関係 者の認知度も低い現状があります。このため、当事者等に 障害があるとの認識や受容が難しく、日常生活上の問題等 を抱えたまま悩む人が多くいます。 そこで、NPO法人高次脳機能障害サポートネットひろ しまに相談事業を委託して、高次脳機能障害の理解の促進 や福祉制度等についての相談、日常生活上の助言、同じ悩 みを抱える人との情報交換による心のケアなどを行います 。	精神保健福祉課
131	ケ	「暮らしとこころの相談会」 及び「まちかど生活相談会」 の実施	人権擁護等に関する様々な活動に取り組んでいる広島弁 護士会との共催により、多重債務、労働問題、生活困窮、 こころの問題等に関する相談を受ける「暮らしとこころの 相談会」を実施します。また、貧困問題の解決に取り組ん でいるNPO法人反貧困ネットワーク広島との共催によ り、同様の相談を受ける「まちかど生活相談会」を実施し ます。	精神保健福祉課
132	コ	依存症相談拠点の運営 (再 掲)	依存症者及び家族を支援するために、精神保健福祉セン ターの依存症相談拠点において、医師等による専門相談や 回復プログラムを実施するとともに、関係機関とのより効 果的な支援体制を整備します。	精神保健福祉セン ター

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
9 子ども・若者の自殺(自死)対策を更に推進する			
① ICTを活用した自殺(自死)対策の強化			
133	㊦ インターネットを活用した相談支援事業の実施(再掲)	ICT技術を活用してインターネット上で自殺(自死)のリスクのある人に対し、オンライン相談の経験豊富な精神保健福祉士や社会福祉士等がメールによる迅速な相談対応や適切な相談支援機関への確実なつなぎなど、相談者に寄り添った継続型の支援事業を新たに実施します。	精神保健福祉課
② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施			
134	ア 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施(再掲)	全児童生徒を対象に「グループアプローチ(※1)」、「ピア・サポート的交流活動(※2)」等を実施し、児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情の育成を図ります。	教育委員会 生徒指導課
135	イ いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施(再掲)	不登校や問題行動等の予兆を示す児童生徒に対して、スクールカウンセラー等を活用したアセスメントや指導援助方針の検討を行い、組織的な早期状況把握と早期対応を実施します。	教育委員会 生徒指導課
136	ウ SOSの出し方に関する教育の充実(再掲)	小・中学校では、道徳科を中心に、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などとの連携を図り、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)等を進めます。 また、高等学校では、生きることのすばらしさの自覚を深めることができるよう、各教科や特別活動、総合的な探究の時間など、教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方を探究する学習を進めます。	教育委員会 健康教育課、 生徒指導課、 指導第一課、 指導第二課
137	エ 人権教育の推進(再掲)	教職員の人権感覚を高めるとともに、児童会・生徒会活動やボランティア活動、人間関係づくり等を通じて児童生徒に自尊感情を培うなど、一人ひとりを大切にする教育を進めます。 また、校内研修会や日々の教職員間での情報交換を通じて、児童生徒が発する危険信号を察知できるよう努めます。	教育委員会 指導第一課、 指導第二課

各事業・取組の内容

○:新規事業(下線はR4以降開始予定の新規事業) **太字**:重点事業

通し 番号	事業・取組	内容	関係課
10 遺された人の苦痛を和らげる			
① 大切な人を自死で亡くされた方（自死遺族等）への支援			
138	ア 自死遺族等グループの運営支援	家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方の心の痛みが回復するよう、遺族等自身が自分の体験を語り合うわかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」の運営について、関係機関と協力して支援します。	精神保健福祉センター
139	イ 自死遺族等支援のための講演会・研修会等の実施	家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方を対象とした講演会・交流会や、相談機関職員を対象とした研修会を実施します。	精神保健福祉センター
140	ウ 自死遺児支援のための研修会の実施	自死遺児の心の痛み等、遺児の置かれた困難な状況を正しく理解し、適切に支援を行うことができるよう、相談機関の職員や教職員等を対象とした研修会を実施します。	精神保健福祉センター
141	エ 自死遺族等向けリーフレットの作成・配布	家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方のための相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、遺族等と接する機会の多い関係機関に配布することで、遺族等への周知を図ります。	精神保健福祉センター
② 学校での事後対応の促進			
142	ア 事後対応マニュアルの普及	学校や職場において、自殺(自死)や自殺未遂の発生直後に周りの人に対する適切な心のケアが行われるよう、国が作成する自殺(自死)発生直後の対応マニュアルの普及を図ります。	教育委員会 生徒指導課
143	イ 専門家の派遣	児童生徒の自殺(自死)が発生した際、スクールカウンセラーなどの専門家を緊急派遣し、学校における危機対応チームの編成等を検討します。	教育委員会 生徒指導課
144	ウ 教職員による遺された人への支援	児童生徒の自殺(自死)が発生した際、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、遺された家族や児童生徒への相談活動を行います。また、家族に自殺(自死)で亡くなられた人が発生した場合、該当児童生徒への相談活動を行い、適切な心のケアに努めます。	教育委員会 生徒指導課
145	エ スクールカウンセラーによる遺された人への支援(スクールカウンセラー活用事業)	児童生徒の自殺(自死)が発生した際、スクールカウンセラーが、学校との連携を図りながら、遺された家族や児童生徒・教職員に対する心のケアを行うとともに、家族に自殺(自死)で亡くなられた人が発生した児童生徒に対する相談活動を行います。また、児童生徒や保護者への支援方法等について教職員に助言するとともに、教職員の心のケアを行います。同時に、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。	教育委員会 生徒指導課
146	オ 教職員の啓発(再掲)	自殺(自死)予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺(自死)の危険要因や自殺(自死)のサイン、自殺(自死)発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月)」等を活用し、教職員の啓発を行います。	教育委員会 生徒指導課

(※1) グループアプローチ

グループによる協力し合う学習、面接相談やコミュニケーション・スキルの体験学習等、子ども同士が関わり合う場面を創出することにより、個々人の人間関係づくりに係る成長を促す方法。

(※2) ピア・サポート的交流活動

学習活動や学校行事、クラブ活動等の場において、学級内、異学年、小・中学校の子どもたち(仲間)が、相互に交流し、支え合う活動を創出することにより、個々人の人間関係づくりに係る成長を促す方法。

(※3) 元気じゃけんひろしま21(第2次)

市民の健康寿命の一層の延伸を図るため、今後の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成25年3月に広島市が策定した計画。

(※4) ふれあいひろば推進員

校内における不登校傾向児童生徒の居場所である「ふれあいひろば」において、不登校傾向児童生徒への支援やいじめの被害を受けている児童生徒の保護活動等を行う地域の人材。

(※5) 生徒指導支援員

問題行動等を起こす児童生徒とその保護者に対する相談等の支援や関係機関との連携により学校への支援を行う。主に警察官OB。